

主な品種の等級判定基準について

・豚

(ヨークシャー種、バークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種、ハンプシャー種及びデュロック種)

	特級					1級	2級
血統	国が認めた家畜登録機関の登録規程に基づき発行された血統証明書がある(注1)						
能力	産肉能力検定(注2)を受けており、以下の評価基準を満たす項目の相対重要度を合算して得た数字が5以上のもの					産肉能力検定(注2)を受けている	産肉能力検定(注2)を受けていない
		1日平均増体重	飼料要求率	ロース芯の太さ	背脂肪層の厚さ		
	ヨークシャー種	745g以上	3.1以下	29cm ³ 以上	1.8cm以下		
	バークシャー種	745g以上	3.1以下	29cm ³ 以上	1.8cm以下		
	ランドレース種	910g以上	3.0以下	32cm ³ 以上	2.1cm以下		
	大ヨークシャー種	950g以上	2.9以下	32cm ³ 以上	2.0cm以下		
	ハンプシャー種	1,100g以上	2.8以下	33cm ³ 以上	2.5cm以下		
	デュロック種	1,100g以上	2.8以下	33cm ³ 以上	2.5cm以下		
	相対重要度	3	2	1	2		
	※現場直接検定の場合は、飼料要求率を除き、評価基準を満たす項目の相対重要度を合算して得た数字が3以上のもの。						
体型	ヨークシャー種 体高78cm以上 バークシャー種 体高78cm以上 ランドレース種 体高82cm以上 大ヨークシャー種 体高86cm以上 ハンプシャー種 体高88cm以上 デュロック種 体高87cm以上 (いずれも24ヶ月齢以上のものに限る)					左記以外	
(注1)国が認めた家畜登録機関の登録規定に基づき発行された血統証明書を有さないものは「級外」、品種は「その他」となります。 また、種豚登録の申請中の理由により、種畜検査時に血統証明書が用意できない場合は、事前に種豚登録の申請書と申請書に添付した血統証明書の写しをご用意ください。 (注2)産肉能力検定とは、家畜登録機関が定める直接検定及び現場直接検定をいいます。産肉能力による等級判定を希望される場合は、家畜登録機関が承認した産肉能力検定成績をご用意ください。							